

協会けんぽ山形支部からの お知らせ

2023年
3月号

職場内で回覧を
お願いいたします

保険料率の変更について

協会けんぽ山形支部の保険料率は、令和5年3月分保険料(4月納付分)から変更となります。
加入者の皆さまの医療と健康を支えるため、保険料のご負担につきまして、ご理解をお願いいたします。

健康保険料率		令和5年3月分 (4月納付分)から	介護保険料率(※1)		令和5年3月分 (4月納付分)から
現行	0.01%引き下げ	9.98%	現行	0.18%引き上げ	1.82%
9.99%			1.64%		

(※1)40歳から64歳までの方(介護保険第2号被保険者)は、健康保険料率に介護保険料率が加わります。

皆さまの健康への取組が健康保険料率に反映されます！

協会けんぽでは、5つの評価指標に基づき支部をランク付けし、上位の支部は健康保険料率が引き下げられる「インセンティブ制度」を導入しています。

**山形支部は
総合5位**
インセンティブが受けられます！

山形支部は、健診“後”の取組が課題となっています。
健診は、受けた後のフォローが大切です！



評価指標	令和3年度の順位
[指標1] 特定健診等の受診率	1位
[指標2] 特定保健指導の実施率	11位
[指標3] 特定保健指導対象者の減少率	25位
[指標4] 医療機関への受診勧奨を受けた要治療者の医療機関受診率	25位
[指標5] ジェネリック医薬品の使用割合	5位
総合	5位

【お問い合わせ先】 企画総務グループ 023-629-7226

令和5年度 健診のご案内

健診を受診し、ご自身の健康状態を知ること、病気の予防や早期発見・早期治療につながります。また、自分自身の生活習慣を見直し、改善に取り組む良い機会ともなります。協会けんぽでは、年度内お一人さまにつき1回健診費用を補助していますので、年に1回必ず健診を受診しましょう。

生活習慣病予防健診 35～74歳の被保険者(ご本人)さま



発送物 「生活習慣病予防健診のご案内」
(生活習慣病予防健診対象者一覧含む)
送付先 事業所
送付時期 3月下旬予定

- メリット**
- ✓ 健診費用の約7割を協会けんぽが補助！
・令和5年度より自己負担額が軽減されます。
 - ✓ 健診機関に予約するだけ！
 - ✓ 結果データの提供手続きが不要！
 - ✓ がん検診も受診できる！



特定健診 40～74歳の被扶養者(ご家族)さま




発送物 受診券
送付先 被保険者さまの登録住所
送付時期 4月上旬予定

- メリット**
- ✓ 健診費用の一部を協会けんぽが補助！
 - ✓ 健診機関または市町村に予約するだけ！
 - ✓ 集団健診か個別健診か選べる！



【お問い合わせ先】 保健グループ 023-629-7235

 **全国健康保険協会 山形支部**
協会けんぽ

退職後の健康保険について

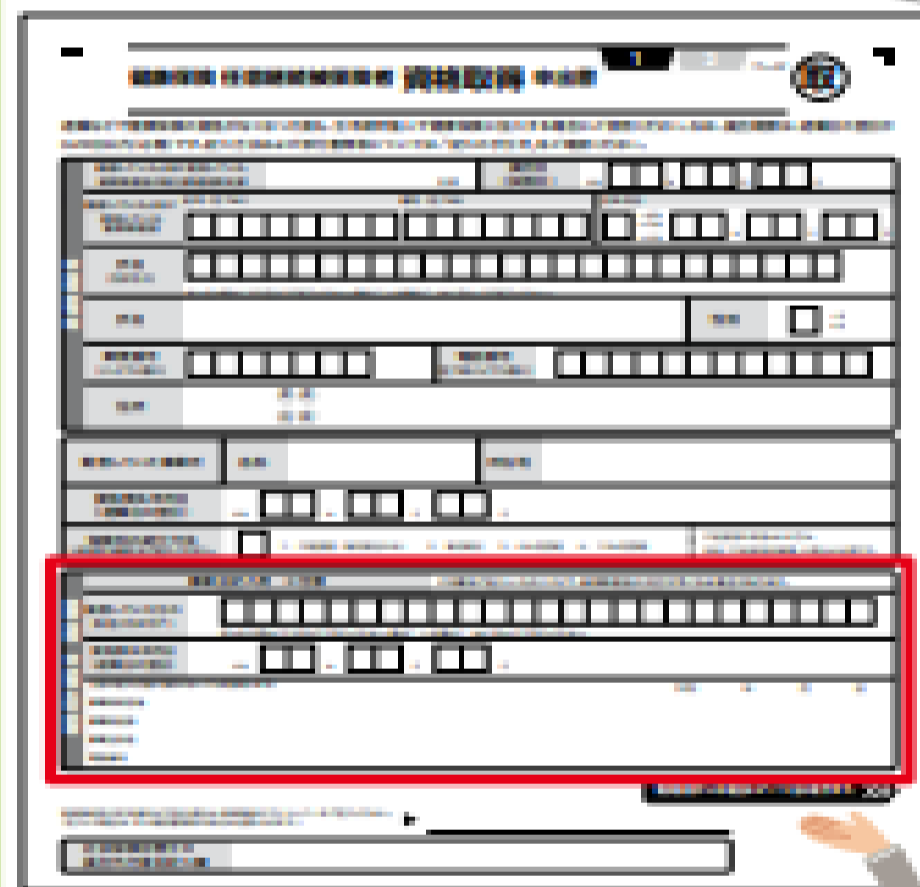
退職後、「協会けんぽ」「市区町村の国民健康保険」「ご家族の健康保険(被扶養者)」のいずれかの健康保険に加入する手続きが必要です。加入先によって、加入条件や毎月納める健康保険料額等が異なりますので、比較・ご検討のうえ、お手続きください。

加入先	協会けんぽの任意継続保険	国民健康保険	ご家族の健康保険(被扶養者)
手続き先	お住まいの協会けんぽ都道府県支部	お住まいの市区町村	ご家族の勤務先
加入条件	<ul style="list-style-type: none"> 退職日までに被保険者期間が継続して2か月以上あること 退職日の翌日から20日以内に手続きをすること 	お住まいの市区町村の国民健康保険担当課にお問い合わせください	<ul style="list-style-type: none"> ご家族が加入している健康保険の扶養の条件を満たしていること ご家族の勤務先にお問い合わせください
保険料	退職前に控除されていた保険料の2倍 ※ただし、保険料の上限があります。またお住まいの都道府県と退職前に加入されていた協会けんぽの都道府県が異なる場合など、2倍にした額とならない場合があります。	お住まいの市区町村の国民健康保険担当課にお問い合わせください	被扶養者は原則として保険料負担がありません



協会けんぽの任意継続健康保険をご検討される方へ

任意継続保険の加入手続きをする際に、申請書の「健康保険資格喪失証明欄」にご記入をいただくか、退職日を確認できる証明書を添付することで、より早く保険証の交付が可能となります。

申請書に記入	または 証明書を添付	保険証の交付
	<p>次のいずれかを添付してください 事業主または公的機関が作成した資格喪失の事実が確認できる書類</p> <ul style="list-style-type: none"> 退職証明書のコピー 健康保険被保険者資格喪失届のコピー 雇用保険被保険者離職票のコピー 等 	<p>証明欄に記入・添付あり</p> <p>受付から 10日程度※2</p> <hr/> <p>証明欄に未記入・添付なし</p> <p>受付から 2～3週間程度※1※2</p> <p>※1 日本年金機構からの資格喪失情報が到着してから交付します。 ※2 保険証の交付までの時間は、書類に不備がなかった場合です。</p>

令和5年1月から申請書の様式が変わりました

旧様式でご申請いただいた場合、新様式で申請をいただいた場合に比べて、事務処理等に時間を要することがございますので、新様式のご使用をお願いいたします。

申請書のダウンロードはこちら ▶



【お問い合わせ先】 業務グループ 023-629-7229

協会けんぽ山形支部からのお知らせ 2023.3月号

■発行/全国健康保険協会山形支部 〒990-8587 山形市幸町18-20 JAI山形市本店ビル5階 ■発行月/2023年3月